

掛川市条例第4号

掛川市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(掛川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 掛川市子ども・子育て会議条例(平成25年掛川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(設置) 第1条 すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、掛川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。	(設置) 第1条 すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、掛川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 掛川市立幼保連携型認定こども園条例(平成29年掛川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(保育料の納付) 第7条 こども園に入園した子ども(以下「園児」という。)の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料(以下「保	(保育料の納付) 第7条 こども園に入園した子ども(以下「園児」という。)の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料(以下「保

<p>育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 教育認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 0円</p> <p>イ 保育認定子ども(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>育料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>(1) こども園保育料 次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 教育認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 0円</p> <p>イ 保育認定子ども(子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(掛川市保育士等就職応援資金貸与条例の一部改正)

第3条 掛川市保育士等就職応援資金貸与条例(平成31年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

の区分の利用定員が30人以上のもの
(3)～(8) (略)

の利用定員が30人以上のもの
(3)～(8) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。